

閱覽用

令和2年12月18日

第12回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第12回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年12月18日(金) 午後1時56分から午後3時02分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員

1番 野地 太郎	2番 野地 さよ子	3番 武藤 善朗
4番 佐藤 勝則	5番 松本 太	6番 齋藤 弘美
7番 根本 信康	8番 安齋 喜八	9番 武藤 一夫
10番 馬場 利正	11番 武藤 栄利	12番 中山 博之
13番 安齋 栄	14番 菅野 一紀	15番 佐藤 孝志
16番 三浦 喜周	17番 佐藤 信喜智	18番 菅野 保治
19番 奥平 貢市		

農地利用最適化推進委員

20番 佐藤 一男	21番 佐久間 敏	22番 武藤 健之
23番 平 義一	24番 堀川 英二	25番 菅野 正寿
26番 安齋 浩一	27番 遊佐 幸吉	28番 石川 重彦
29番 遠藤 伝栄	30番 佐藤 孝	31番 大内 信一
32番 佐藤 美由紀	33番 泉 佳男	34番 松本 正典
35番 遊佐 一夫	36番 渡邊 久	37番 大石 忠雄
38番 伊藤 金志		

4 欠席委員

農業委員(1名)

5番 松本 太 委員

農地利用最適化推進委員(2名)

22番 武藤 健之 委員、29番 遠藤 伝栄 委員

5 遅参委員

農地利用最適化推進委員(2名)

28番 石川 重彦 委員、36番 渡邊 久 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第88号 非農地判定について

第4 議案第89号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第90号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

第6 議案第91号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第7 議案第92号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願出について

第8 議案第93号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

7 農業委員会事務局職員

事務局長 三浦一弘 農地係長 野地 通 農地係 遊佐真理

農地係 長谷川拓也

8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 これより、令和2年第12回二本松市農業委員会を開会します。

（宣告 午後1時56分）

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中、18名、推進委員19名中、15名で定数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、5番松本太委員、22番武藤健之委員、29番遠藤伝栄委員から欠席の旨、届出がありましたので、ご報告いたします。

なお、28番石川重彦委員、36番渡邊久委員から遅参の旨、届出がありましたので、ご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 それでは、6番齋藤弘美委員、7番根本信康委員の両名を指名いたします。

議長（奥平貢市）会長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

なお、この際、お願い申し上げます。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第3、議案第88号「非農地判定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3ページをご覧ください。

議案第88号非農地判定について。

非農地調査願出書の提出があった農地について、現地調査を行った結果に基づき、農地法第2条第1項の農地に該当・非該当を下記のとおり決定するものとする。

令和2年12月18日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

1、判定する土地につきましては、XXXXXXXXXXほか64筆、面積の合計51,573.08㎡、うち非農地と判定するもの43筆39,340.08㎡、非農地と判定しないもの22筆12,233㎡であります。

なお、詳細につきましては、議案書4ページから5ページにかけてご覧ください。

2、非農地判断基準につきましては、議案書3ページ記載のア、イのとおりであります。

3、判断の理由につきましては、非農地とするものは、現況が原野化等しており、農地として活用することが困難であると認められるものであります。非農地としないものは、非農地判断基準に該当すると認められないものであります。

4、判定後の処理につきましては、所有者に対し非農地通知または非農地に該当しない旨の通知を発送いたします。非農地と判定されたものについて、関係機関にも周知いたします。また、農地台帳から削除し、所有者に対して地目変更登記を促します。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

14番（菅野一紀）委員 14番菅野です。議案第88号非農地判定、ナンバー1について調査内容を報告します。

11月18日午前9時より事務局から野地係長、遊佐主任主査、推進委員の大石忠雄さんと同じく伊藤金志さんと5人にて現地調査を行いました。当該農地は40年以上耕作されておらず山林化しており、大木が何本となく出ており、

田んぼらしい形はなく、畦畔が少し見られる程度で山林化しており、農地への復元は難しい状態であり、周辺農地も同様に荒廃化していることから、二本松市農業委員会の非農地判定基準に合致すると思われますので、非農地判定やむなしと判断いたしましたのでご報告いたします。以上です。

34番（松本正典）委員 34番松本正典でございます。議案第88号の番号2番から15番まで調査内容について説明をいたします。

11月16日、佐藤勝則委員並びに推進委員の平委員、それから事務局の野地係長、遊佐さんと私と午前10時より、現地において現地調査をいたしました。内容につきましては事務局説明どおりであります。したがって、この件につきましては、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

17番（佐藤信喜智）委員 16番から20番まで、11月27日に安齋喜八委員、遠藤伝栄委員と私と事務局から2名で現地を確認してまいりました。原野ということで見えてまいりましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

8番（安齋喜八）委員 8番安齋です。非農地判定の21、22、23番について調査内容をご報告します。

11月27日、事務局から野地係長と遊佐さんと現地で、あと、私と佐久間推進委員と遠藤伝栄推進委員と3名におきまして、21と22は原野山林でやむを得ないということございました。もう一筆、23番については周りの状況を見まして、まだ非農地にはできないということ判定しましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

12番(中山博之)委員 それでは非農地判定について、番号24から26について、11月27日、11時から私と三浦喜周委員、あと渡邊久推進委員と事務局から野地係長と遊佐さんに来てもらいまして、現地を確認いたしました。24と25は原野で、26は大木化していて山林ということで非農地判定いたしました。以上です。

20番(佐藤一男)委員 20番佐藤です。非農地の27、28、29、30番について説明させていただきます。

11月24日、事務局より遊佐さん、長谷川さん、あと菅野委員、武藤委員、私と石川推進委員で確認させていただきました。27、28、29は近くの[]さんが、今借りている状態でまだまだ非農地という段階ではありません。そのまま使っている状態です。あと30番につきましては、もう山林近くになっておりまして、困難な状態であるというわけで、非農地といたしました。以上です。

(午後2時07分 28番 石川重彦委員 入室)

28番(石川重彦)委員 31番から37番までの非農地判定の結果をご報告いたします。

11月24日の日に、事務局から遊佐さんをはじめ2名の方に来ていただき、農業委員・武藤栄利さんと農業委員・菅野保治さんと私と5人で調査をいたしました。この中で、31番の[]においては、現地調査をしたところ柿が植わっておりまして、農地であるというふうに思いましたので、非農地と

しては判定できず農地とするということで、その他の部分については、山林原野の部分でありまして、非農地であるというふうに調査してまいりました。以上です。

9番（武藤一夫）委員 議案第88号非農地判定についてご説明申し上げます。

38番から64番までの案件になります。12月2日、事務局から2名、あと農業委員・武藤善朗委員と私、あと農地利用最適化推進委員の佐藤美由紀さん、菅野正寿さんの合計6名で現地を確認してまいりました。■さんの案件は23件、うち14件が非農地ではないという判定をしてまいりました。一件一件、つぶさに見たんですが、農地の隣地に面している部分は、隣の人か、もしくは自分がやっているか、草が刈られているんですね。先ほど事務局から説明のあった非農地としての要件を満たしていないということでございます。中には、ヒノキが植えてあって、まるで山林なんですが、これを非農地判定しろという話になると話が違ってくるといふ物件も一つあったということでもあります。■さんの物件4件あったんですが、そのうち2件もまだまだ整備がしてあって、ちょっと草を刈って耕起すれば畑になるという状況でございましたので、この2件も非農地としては認めないということでまいりました。一つ一つ申し上げればいいんですが、案件が多いため、大まかな説明となりますが、皆様のご審議よろしくお願ひしたいというふうに思います。以上です。

32番（佐藤美由紀）委員 議案第88号非農地判定番号65について調査

内容を報告します。

12月2日午後から事務局より増田さんと遊佐さん、農業委員の武藤善朗さん、武藤一夫さん、推進委員の菅野正寿さん、私と計6人で現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。現地を見させていただいて、周りの状況を見ても非農地判定はよくないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問および意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第88号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第88号については原案のとおり判定することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第4、議案第89号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 6 ページをご覧ください。

議案第 89 号農地法第 3 条の規定による許可申請について。

農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 2 年 12 月 18 日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号 1 につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

議案書 6 ページから 11 ページにかけてをご覧ください。

番号 2 につきましては、被設定人が営農型発電を行うにあたり、地上高 2 m から 4 m に区分地上権を設定するものであります。なお、区分地上権設定には、民法の規定により農地法 3 条の許可が必要となります。

次に、番号 3 につきましては、譲受人が農業経営を継承するにあたり、譲渡人より農業経営の移譲を受け、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

議案書 12 ページをご覧ください。

番号 4 から番号 8 につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

次に、番号 9 につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

14番（菅野一紀）委員 14番菅野です。議案第89号番号1から3について調査内容をご報告いたします。

番号1について、12月14日午後2時より、推進委員の大石忠雄さんとともに、譲受人の■■■■■さんから聞き取りおよび現地調査を行いました。また、譲渡人の■■■■■さんとは17日の夜、電話にて確認を取りました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、特に問題がないため許可適当と考えます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

続いて、議案89号番号2について調査内容をご報告します。12月15日午前9時半より、推進委員の大石忠雄さんとともに貸付人の■■■■■代表 ■■■■さん、借受人の■■■■■代表の■■■■■さん、同一人物ですけれども、地上権設定のため聞き取りおよび現地調査を行いました。内容は事務局の説明のとおりです。調査の結果、特に問題がないため許可適当と考えます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

続いて、議案89号番号3について調査内容をご報告します。12月14日午後2時より、推進委員・大石忠雄さんとともに譲渡人・■■■■■さん、譲受人・■■■■■さん、2人は親子関係でありますが■■■■■さんは夫の姓を名乗っているため、苗字が異なるということでもあります。聞き取りおよび現地調査を行いました。内容は事務局の説明のとおりです。調査の結果、特に問題が

ないため許可適当と考えます。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

26番（安齋浩一）委員 議案第89号4番、5番、6番、7番について一括でご報告いたします。

12月11日に譲受人であります■■■■■さんのほうに、この4件につきまして申請内容に間違いのない旨の電話確認をいたしました。同じく11日の日に5番の■■■さん、あと7番の■■■さん、聞き取り確認を電話にて行いました。12日に■■■さんと■■■さんに電話にて確認をとりました。12月13日の午前9時30分より、齋藤弘美委員とともに現地を確認しました結果、事務局説明どおり、特に問題がないため許可適当と考えます。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

23番（平 義一）委員 議案第89号の8について調査結果をご報告申し上げます。

12月15日午後1時半より農業委員の佐藤委員と私、2名で現地調査してまいりました。譲受人の■■■■■さんは直接立ち会っていただき、■■■■■さんにつきましては、電話連絡したんですが、なかなかお目にかかることができず、行政書士の■■■さんのほうに電話で内容についての確認をいたしましたところ間違いのないという返答で、我々も確認いたしましたところ特に問題なく、先ほどの事務局説明のとおりで許可適当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

25番（菅野正寿）委員 25番菅野です。議案第89号番号9について

調査内容をご報告いたします。

去る12月14日午前9時より、武藤一夫農業委員とともに現地確認をいたしました。譲受人の■■■さんに立ち会っていただきました。譲渡人の■■■さんは■■■在住のため電話にて間違いのない旨を確認いたしております。以前から自宅前にある■■■さんの土地について■■■さんが整備をしていて、きれいに管理されております。そういう関係上、譲り受けるようになったということで問題ないと確認いたしました。よろしく願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問および意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第89号、番号1から番号9について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第89号、番号1から番号9については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第5、議案第90号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書14ページをご覧ください。

議案第90号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請があったので審議を求める。

令和2年12月18日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、議案第91号2と同一事業となります。当初許可年月日・令和2年8月25日付け二本松市指令農委第174号、変更理由・隣接する道路からの乗り入れを容易にし、付近の通行の妨げにならないようにするため、事業計画地の区域および配置計画を変更し、工事期間を延長します。

番号2、議案第91号5と同一事業となります。当初許可年月日・令和2年5月26日付け二本松市指令農委第108号、変更許可年月日・令和2年7月29日付け二本松市指令農委第154号、変更理由・土地を一体的に利用することで事業の安定化・効率化を図るため、事業計画地の区域および配置計画を変更し、工事期間を延長します。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

10番（馬場利正）委員 10番馬場です。議案90号、1について調査内容を報告いたします。

15日1時から■■■さん、■■■■から■■■さん、伊藤委員、私と4人で現地調査をしてまいりましたが、8月分の委員会で調査してある隣接地であり、何ら問題なく許可出来るものと思います。皆さんのご審議よろしく申し上げます。

17番（佐藤信喜智）委員 議案第90号の2番について調査結果をご報告いたします。

12月17日に奥平会長と遠藤伝栄委員と私と事務局から2名で現地を見てまいりました。ここは5月に5,000㎡を超えるという場所で、岩代全地区の農業委員と推進委員の方で見た場所で、5月が5,000㎡で、また7月に変更がありまして、7月が8,669㎡、あと、今回また変更になりまして、9,723㎡ということで、我々、■■■さんから説明を受けてまいりました。あと、■■■■の担当の■■■さんは電話で、内容、間違いはないということでございます。何ら問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問および意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第90号、番号1、番号2について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第90号、番号1、番号2については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第6、議案第91号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書15ページをご覧ください。

議案第91号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和2年12月18日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

議案書15ページから19ページにかけてをご覧ください。

番号1、一時転用となります。再生可能エネルギーの地産地消に貢献するため、申請地に営農型発電設備を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、XXXXXXXXXXについては小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。その他の59筆については農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用

地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

議案書20ページをご覧ください。

番号2、議案第90号1と同一事業となります。工場の増設に伴い、申請地に駐車場および資材置場を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

番号3、申請地に隣接する原野で太陽光発電事業を計画していますが、道路からの通路がないため、申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、転用に係る第1種農地の面積が事業全体面積の3分の1未満であるため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号4、譲受人は集合住宅に住んでいますが、子の成長に伴い手狭になったため申請地に住宅建築を計画します。汚水は公共下水道に接続し排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号5、議案第90号2と同一事業となります。再生可能エネルギーの導入推進および土地の有効利用の観点から申請地に太陽光発電を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその

他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

番号6、事後申請となります。平成23年より賃借し、使用していた住宅、事務所等が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水は浄化槽を設置し汲み取り処理します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

議案書22ページをご覧ください。

番号7、安定した収入が得られ、耕作放棄地の有効活用が見込めることから申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

番号8、安定した収入が得られ、耕作放棄地の有効活用が見込めることから申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

番号9、一時転用となります。県発注の道路整備工事受注に伴い、資材置場等が必要となったため計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は特定土地改良事業等を施行した農地であり、第1種農地と判断されますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号10、一時転用となります。県発注の道路整備工事受注に伴い、現場事

務所等が必要となったため計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

14番（菅野一紀）委員 14番菅野です。議案第91号番号1について調査内容をご報告いたします。

12月15日午前9時半より推進委員大石忠雄さんとともに貸付人・

さん、借受人・
さん、同一人物ですけれども、聞き取りおよび
現地調査を行いました。営農関係ということでお聞きしましたら、エゴマとブドウの栽培を計画しているとのこと。内容は事務局説明のとおりで、調査の結果、特に問題がないため許可適当と考えます。皆様のご審議よろしく願
いいたします。以上です。

10番（馬場利正）委員 10番馬場です。議案91号2について調査内容を説明いたします。

先ほどの説明した90号1と同一事業であり、内容については事務局説明と

おりでありますので、許可適当と思います。皆様のご審議よろしくお願ひします。

4番（佐藤勝則）委員 91号の3番につきまして調査内容をご報告いたします。

13日の日に貸付人の[]さん並びに[]さんには、電話にて申請内容を確認したところ、間違いのないこととあります。なお、借受人の[]さんは、15日、担当者の[]さんが申請内容に間違いのないこととありまして、15日の午後から推進委員の平さんとともに現地を確認したところ、何ら問題なく許可適当と思われるので、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

13番（安齋 栄）委員 13番安齋です。議案第91号番号4について調査内容をご報告いたします。

去る15日午後2時半より、遊佐一夫推進委員とともに譲渡人の[]氏、譲受人の[]氏に現地にて聞き取りおよび確認をいたしました。内容は事務局説明のとおりです。なお、2人は親子関係です。隣地等にも問題なく許可適当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

17番（佐藤信喜智）委員 議案第91号の5番について、先ほどの90号2と同様の事業でございます。事務局説明のとおりで何ら問題ないと思ひます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

8番（安齋喜八）委員 議案91号の6番、7番、8番について調査の内容

を報告します。

6番については、去る13日、佐久間推進委員と武藤推進委員と私と3人で、これは武藤さんの地元ということで3人で確認しました。顛末書が出ておりました、平成5年頃、合併する前に申請したものだと思っていたんだという[]さんからの説明でございました。今回、売却するというので、違反転用が分かったんだという説明がありましたが、現地は3人で見てまいりましたが、致し仕方がないんじゃないかということで、許可適当と思われまますので、ご審議お願いします。

それから7番、8番については、12日に[]の[]さんという方に、[]2カ所、現地は[]さんと[]さん、佐久間推進委員と現地を見ましたが、現地は特に問題ないと思われましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

16番（三浦喜周）委員 9番と10番について申請内容が同じということで、一括してご説明申し上げます。

13日に[]さん、[]さん、[]さんからお話を聞きました。14日に[]の本社のほうにも電話いたしました。担当者の工事課長の[]さんとも話をしまして、災害復旧の道路改良工事そのことで現在もその手前、[]の分が終わって[]のほうもやっておりますが、継続事業だということでございますので、許可適当と思われまます。皆様方のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議長（奥平貢市）会長　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問および意見を許します。

質問、意見ございませんか。

16番（三浦喜周）委員　1番のこれ、ソーラーシェアリングかと思いますが、過去に茨城とか千葉の方に農業委員の人達が研修に行って、ソーラーシェアリングを見て来たと思うんですが、その頃は、この制度は許可が出ないというような話があったんですけども、何年頃から許可するようになったんでしょうか。

それと、先月、所有権移転で利用目的が畑という事で所有権移転がされているわけなんです、前に齋藤隆博君が事務局長の時に、農地を買った人には最低でも3年ぐらいは農地として耕作してもらいたいというような、それが常識だろうというような話があったと記憶しております。そのへんが、ソーラーシェアリングだったら大丈夫なのか。また、世の中が変わって、考え方も変わってきたんでしょうか。それと、一時転用というのは最長でも3年だということで、3年ごとに申請し直ししてきた事案が、結構今まで何十とあるんですね。なんでこれだけが120カ月で許可が出来るのか。

いつからソーラーシェアリングを許可してもいいとなったのかということと、一時転用が3年ごとでなくて大丈夫になったのかということの2点をお伺いします。

事務局 それでは、お答えいたします。

順番が前後しますが、120カ月の件でございますが、ソーラーシェアリング、下で営農して支柱の部分だけ転用するんですが、下の営農する方が通常的地権者であれば3年でとなりますが、下の営農されている方が認定農業者等の方が営農されるということを条件に、それについては10年、120カ月の一時転用を出してもいいということで、県の方で通知等が出ておりますので、それについては、地権者で営農をされます[REDACTED]さんが認定農業を取っていらっしゃるということで、その点については一時転用の120カ月というところで、今回申請を受けているところでございます。

事務局長 一つ一つ申し上げます。まず、ソーラーシェアリングに関しましては、従前はソーラーシェアリングについては農林水産省のほうで基準が厳しいものが示されておりました。それで三浦喜周委員が、かつて数年前に農業委員会が視察に行った時にソーラーシェアリングについて、許可についてはなかなか難しいという報告があったんだと思います。その後、ここ数年、国のほうの方針、骨太の方針等において営農型発電、ソーラーシェアリングについては、農業と並行して行えるということで、非常に有望な営農等と一体化した有効な手法であるというふうな認識が示されまして、先ほど係長も説明しましたように、ソーラーシェアリングについては、基準に合致すれば、それは認めてもいいというふうに対応は変わってきております。それで今般、このような形で申請が出ているところです。もう一点、3年に一度の関連についてでありますけ

れども、これ営農型発電については、係長から説明しましたように、10年まで認めてかまわない。ただし、毎年営農状態を確認して、申請どおり営農が継続されているということを確認しなければならないというふうな形で、そういう条件のもとに10年の一時転用の許可を出すことが可能だということであります。なお、この期間について、営農型発電、ソーラーシェアリングの発電の期間については、概ね、だいたい20年程度継続されるものというふうに考えておきまして、当然、10年後には再度、一時転用の許可更新というものが出てまいります。その際には、営農が継続している、許可条件のとおりなされているということを確認した上で、再度、承諾、判断いただくという形になろうというふうに考えております。

作物については、エゴマとシャインマスカット、こちらを耕作するということで、これについては、その許可の前段において県北農林事務所、それから安達普及所等におきまして、事前にこの内容について調査、審査をいただきまして、作物としては適当であるということで確認を受けまして、回答をいただいた上で、今般、この議案として成立しているところであります。以上です。

16番（三浦喜周）委員　　転用期間が10年までになったということと、ソーラーシェアリングも認めるというふうな事に、何年の何月に公示なり通達があったんですか。我々には、どういう形で示されたのかお伺いいたします。

議長（奥平貢市）会長　　暫時、休議いたします。

（午後2時52分 休議）

議長（奥平貢市）会長 再開いたします。

（午後2時54分 再開）

事務局長 平成25年9月19日付けで福島県の農業担い手課の方から、太陽光発電の設備等をめぐる農地転用の取り扱いという通達が出ております。これは当然、国の方の通達に基づいて県の農業担い手課から通達されたものでありまして、その中に、新たな制度ということで営農型発電設備ということで農振農用地、第1種農地についても、一時転用を繰り返すことで、営農継続を条件に農地転用を許可するという形で通達が出ております。以上、答弁といたします。

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第91号、番号1から番号10について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第91号、番号1から番号10については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第7、議案第92号「農地法第5条の規定による許可処分取消願出について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書24ページをご覧ください。

議案第92号農地法第5条の規定による許可処分取消願出について。

次のとおり申請があったので、下記の土地について許可処分を取り消すものとする。

令和2年12月18日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

譲受人は左記所在地について、昭和57年7月12日付けで転用許可を受け、許可後は住宅への進入路としての利用を計画していましたが、住宅建築後も別の土地を進入路として利用しており、今後の利用見込みもないことから農地法第5条の許可を取り消すものです。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

6番（齋藤弘美）委員 議案第92号について調査内容を報告いたします。

12月13日に申請人の■■■■さんおよび■■■■さんから直接理由を聞きとり、推進委員の安齋浩一さんとともに現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、別の進入路を使っていて、当該地を使う予定がないため許可を取り消すもので、取り消しは問題がないと考えますので、ご審議よろしく申し上げます。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問および意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長(奥平貢市)会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第92号、番号1について、原案のとおり許可を取り消すことに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(奥平貢市)会長 全員賛成ですので、議案第92号、番号1については、原案のとおり許可を取り消すことに決定いたしました。

議長(奥平貢市)会長 次に、日程第8、議案第93号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 利用権貸借」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書25ページをご覧ください。

議案第93号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和2年12月18日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、12月28日を予定しております。農地流動化の状況について、議案書31ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区23筆、33, 583㎡、安達地区11筆、10, 654㎡、岩代地区3筆、4, 441㎡、合計37筆48, 678㎡の計画内容でございます。なお、新規設定は議案書27ページの番号3番、番号4番、議案書28ページの番号6番の3件となります。その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号1から8の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問および意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第93号、番号1から番号8について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第93号、番号1から番号8については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和2年第12回二本松市農業委員会を閉会いたします。

(宣告 午後3時02分)

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和2年12月18日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署 名 委 員 齋藤 弘美

署 名 委 員 根本 信康